

“人権”を守る男女平等

現代社会では、さまざまな暴力や虐待が後を絶たず、深刻な問題となっています。近年、性犯罪、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは重大な人権侵害であるということがやっと認識されるようになってきました。こうした被害者のほとんどは女性です。

これら女性に対する暴力の背景には、従来の固定的な性別役割分業観に基づいた男性優位の風潮の中で、男性から女性への暴力が黙認されがちであったことや、社会全体で女性の人権侵害を重大な問題としてとらえてこなかったことなどがありました。こうした暴力などにより人権を侵害されている人々が、その尊厳を取り戻していくため、必要な支援を行うことは、急務といえます。さらにこうした暴力が起らないように人権に関する人々の認識を向上させるための取り組みも必要です。

暴力をめぐる問題の他にも、「生涯にわたって自分のからだや性に関することを自分で決める権利」は、近年になって基本的な人権の一つとして認識されるようになってきました。また、メディアでのさまざまな表現における差別や性を商品として扱うことなどについて、「人権問題」として捉える視点が広がりつつあります。これらの課題に対する理解を広め、深める取り組みが必要です。

その他にも、ひとり親家庭や障害をもった人、外国籍の人など、社会の環境整備が不十分なため社会的に困難を抱えやすい人々へ、十分な支援が行われ、誰もが人権を保障され、いきいきと暮らすことのできる社会をめざしていく必要があります。

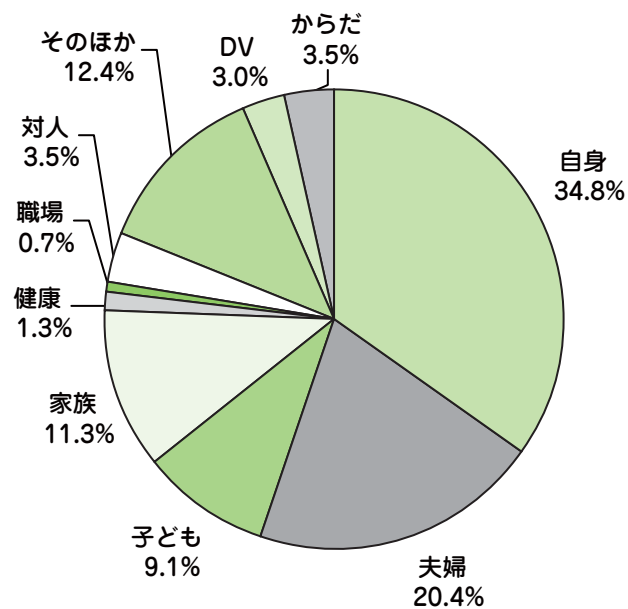
職場や家庭、地域等において生じる問題について、市民が気軽に相談できる体制が求められています。それら市民が感じる悩みの中には、さまざまな男女の不平等から生じる問題も多くあり、各種相談を受ける際の視点としてジェンダー問題への理解が必要です。

相談に応じる相談員の資質向上や、各種相談や関連機関との連携をとるなど、相談者の立場にたった相談体制の充実を図ります。

施策

- (1) 相談の充実
- (2) 相談員の資質の向上
- (3) 各種相談や関連機関との連携

■西東京市女性相談・相談内容内訳（H14年度）



(生活文化課 調べ)

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
相談の充実	男女平等の視点にたち、日々の暮らしの中での自分自身のこと、夫や子ども・親のこと、職場の人間関係などでの悩みや、心・健康のこと、家庭内暴力の問題などを、相談者とともに解決の糸口を見出していく相談事業をすすめます。	女性相談の充実	拡充	生活文化課
		対象者ごとのきめ細かい相談の充実 ・市民相談 ・子ども家庭相談 ・母子相談 ・教育相談 等	拡充	関係各課
		相談を周知するパンフレットの作成・配布	拡充	関係各課
相談員の資質の向上	東京都等で実施する研修情報を相談員へ提供し、受講をすすめます。また、相談対応を第三者により評価し、質の向上に努めます。今後は、外国語による相談対応について検討を行います。	研修に関する情報提供	継続	生活文化課 関係各課
		スーパーバイズ※の実施	継続	生活文化課
		外国語（英語・韓国語等）での対応についての検討	新規	生活文化課 関係各課
各種相談や関連機関との連携	相談後の支援などがスムーズに行われるよう、相談窓口をもつ関係各課や保健所などの関係者による連絡会を開催します。また、DV・虐待等の早期発見・対応のため、警察、病院、民生・児童委員等との連携を図ります。	相談担当者連絡会の開催	拡充	関係各課
		各種関連機関・専門家との連携強化 ・保健所 ・病院 ・警察 ・児童相談所 ・民間シェルター※ ・NPO ・法律家 等	拡充	生活文化課 関係各課

※太字は重点的な取り組み

スーパーバイズ

相談員が、相談者の訴えを明確に把握し、的確な対応をしているかどうかを、専門性をもった第三者の目を通して検討し、相談員の援助をする取り組み。

シェルター

DVの被害にあっている人が、緊急一時的に避難する宿泊のできる施設のことをシェルターという。宿泊場所を加害者に知られないようにする必要がある。近年、多摩地域で民間での設立・運営がすすめられている。

11

女性をとりまくあらゆる暴力への対応

暴力の被害を受けている女性が人権を回復するために必要な支援を受けられるよう、専門性をもった相談員が相談にあたり、支援機関についての情報を提供するなどの取り組みをすすめていきます。

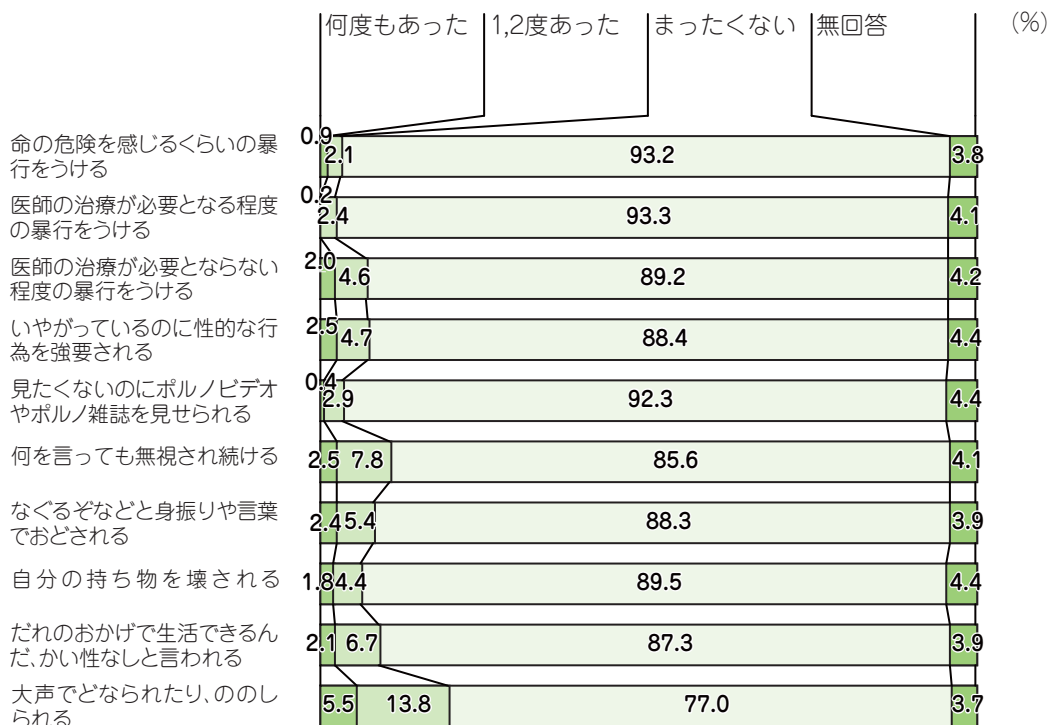
また暴力を起こさせないためにも、さまざまな女性への暴力は、みな人権を脅かす行為であり、公的な関係・私的な関係を問わず許されないものであるという認識を、広めていきます。

施策

- (1) ドメスティック・バイオレンスへの対応
- (2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への対応

■DV被害の実態

—3%の人は命の危険を感じるほどの暴力を受けた経験がある。



サンプル数はすべて 848

資料:男女平等市民意識調査(平成14年度)

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
ドメスティック・バイオレンスへの対応	配偶者や恋人等親密な関係にある男女間の暴力であるDVについて、理解を広めるための講演会・学習会を開催します。 また、被害にあった女性が、的確な対応を受けられるよう、専門性をもった相談員を配置したり、緊急に一時避難できる場所の確保に努めます。	DVに関する講座や講演会の開催	拡充	生活文化課
		警察・病院等との連携	拡充	生活文化課
		民間シェルターへの運営費の補助	新規	生活文化課
		緊急一時保護宿泊費等の支援	新規	生活文化課
		被害女性の自立のための支援	拡充	生活文化課 生活福祉課
セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への対応	人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害防止に向けて、啓発や相談体制の充実を図ります。 また、警察・東京都などの関連機関との連携をめざします。	暴力に関する市職員・教員の研修	新規	職員課 指導課 生活文化課
		教育相談・スクールカウンセラーなどによる相談窓口の充実	拡充	指導課
		苦情処理機関設置の検討（セクシュアル・ハラスメントに対する相談や申し立てを含む） 〔⑥⑬にも掲載〕	新規	生活文化課
		セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度導入の検討 〔⑥にも掲載〕	新規	生活文化課
		市内事業所への意識啓発	拡充	産業振興課 生活文化課
		緊急一時保護宿泊費等の支援	新規	生活文化課

※太字は重点的な取り組み

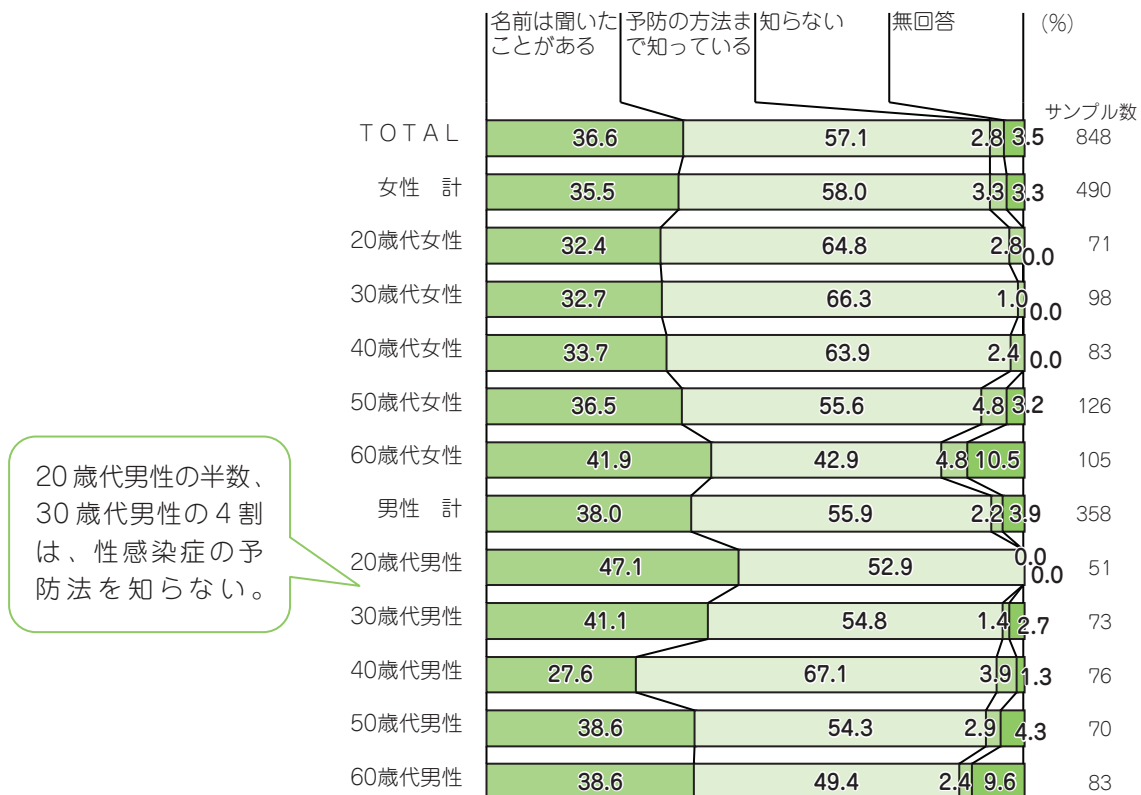
生涯を通じて健康な生活を送ることができるように、女性も男性も自分や相手のからだの特性を十分に理解し、自分自身も相手も大切にできる、人権を尊重する意識をもつことが必要です。

また、女性は、妊娠や出産をする可能性があり、男性とは異なった健康上の問題に直面します。市では、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、性や生殖をめぐる健康上の問題に対しての支援を行います。

施策

- (1) からだと性に関する正確な情報の提供
- (2) 女性専門医療の充実に向けた取り組み

■性感染症に関する認知の実態



資料:男女平等市民意識調査(平成14年度)

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
からだと性に関する正確な情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念が社会に根づくよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。 また、幼児期・思春期から成人期にいたるまで、発達に応じて、性に関する正しい知識を身に付けられるよう努めます。	発達に応じた性教育の充実 〔②にも掲載〕	拡充	指導課 健康推進課 生活文化課
		性と生殖に関する情報の提供	拡充	健康推進課 生活文化課 子育て支援課
		性感染症予防に関する情報提供	拡充	健康推進課
女性専門医療の充実に向けた取り組み	女性特有のからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、情報の提供を行います。	女性専門外来に関する情報提供	拡充	健康推進課 生活文化課
		女性専門外来設置に向けた医療機関への働きかけ	新規	健康推進課 生活文化課
		子宮がん、乳がん、骨粗しょう症などの予防と検査の充実	拡充	健康推進課

※太字は重点的な取り組み

ひとり親には女性が多く、一人で子育てと家計の維持を担っています。しかし、女性の就労が男性に比べて不利であり、また子育てと就労の両立が難しいため、さまざまな困難を背負いやすく、社会的支援を必要とする場合があります。

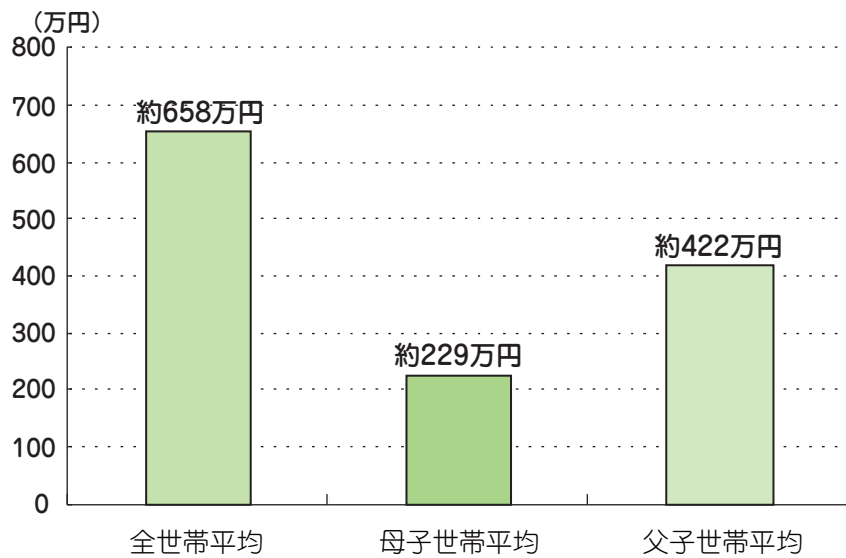
その他、高齢者や障害をもった人、その家族など、さまざまな困難を抱える市民に対して支援を行います。

施策

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者への生活支援
- (3) 障害をもった人への支援

■母子世帯の収入実態（平成9年）

—母子世帯の年間平均収入額は全世帯平均の3分の1程度。



※ ここで言う「収入額」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保険給付金、就労収入（手取り）、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代など全ての収入の額をさす。

資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査結果の概要（平成10年度）」より作成

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
ひとり親家庭への支援	いろいろな責任を一人で負うために重くなりがちな負担を軽減するよう、支援を行います。	ホームヘルパーの派遣	継続	生活福祉課
		相談窓口の充実	拡充	子育て支援課 生活福祉課
		ひとり親家庭就労相談	継続	産業振興課
		就労援助と雇用促進	拡充	産業振興課 関係各課
		ショートステイ・トワイライトステイ [*] サービスの検討	新規	子育て支援課
		一時保育の実施	拡充	保育課
高齢者への生活支援	ひとり暮らしの高齢者にとっては、建替え時など住宅の確保が困難なケースがあります。安心して住み続けられるよう支援を行います。	高齢者住宅の提供	拡充	都市計画課
		保証人制度を含む賃貸住宅への入居相談	継続	都市計画課
障害をもった人への支援	障害をもった人が差別されることなく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援を行います。	障害者基本計画における具体的施策の実施	拡充	障害福祉課 関係各課

トワイライトステイ

残業等で保護者の帰宅が遅い場合、児童福祉施設等で夜10時ごろまで預かる、東京都のサービス。